

決 定 書

異議申出人 愛西市 [REDACTED]
立松 正光
愛西市 [REDACTED]
三輪 俊明
愛西市 [REDACTED]
伊藤 基成

上記異議申出人らが令和7年4月24日、同月28日、同年5月2日にそれぞれ提起した同年4月20日執行の愛西市議会議員補欠選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、愛西市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件選挙において、永田千佳を当選人と決定した当該選挙会の決定を取り消し、永田千佳の当選を無効とする。

異議申出の要旨

1 異議申出の趣旨

異議申出人らは、本件選挙について、当選人永田千佳（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求めて異議の申出をしたものである。

2 異議の申出の理由

愛西市に居住実態がない。

決定の理由

1 調査・審理の経過

- (1) 当委員会では、本件異議申出について、形式的要件を審理した結果、適法な異議申出であると認めたので、これを受理した。なお、異議申出人らがそれぞれ提起した異議申出については、すべて当選人の居住実態に関する異議申出であり、円滑かつ迅速審理の観点から公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第216条第1項が準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第39条

の規定により、異議申出人らがそれぞれ提起した異議申出の審理手続を併合した。

- (2) 実質的審理に当たっては、異議申出人らを始めとする関係者に対し、公選法第 216 条第 1 項が準用する行審法第 33 条の規定により、必要とする証拠書類等の物件の提出を求めた。また、当選人に対して、公選法第 216 条第 1 項が準用する行審法第 13 条第 2 項の規定により、本件異議申出への参加を求めるとともに、証拠書類等の物件の提出を求めた。
- (3) 上記の証拠書類等の物件の要求のほか、公選法第 216 条第 1 項が準用する行審法第 31 条第 1 項の規定により当選人から申立てのあった口頭意見陳述を行い、当選人の主張を明らかにするために陳述の機会を与えた。
- (4) また、上記口頭意見陳述の申立てのほか、当選人から意見書の提出があった。
- (5) 以上の審理手続きにおいて得られた証言、物証等を整理・分析し、慎重に審理した。

2 異議申出人らの主張の要旨

- (1) 稲沢市から愛西市に転入している当選人は、愛西市での居住実態がないのではないのかといった連絡が、多くの方から異議申出人にあり、調査をお願いしたい。
- (2) 当選人の夫と子ども 3 人（以下「夫ら」という。）が稲沢市に住んでいるとのことであり、夫らと別居して当選人が愛西市に居住している状況は理解できない。
- (3) 夜間で部屋の明かりがついているが駐車場に車がなく、不在と思われる日が続いている。本人が滞在しているか疑問であり、電気使用量の水増しのためとも考えられる。
- (4) 2 階ベランダに、当選人の衣類とは考えにくい洗濯物が干してあった。
- (5) 近隣住民の証言では、当選人は引っ越しの際に挨拶に来られたが、それ以降会ったことはなく、ここには住んでいないと思うとのことであった。

3 当選人の主張の要旨

- (1) 愛西市に住民登録して以降、愛西市の自宅を拠点としながら、日中は専ら愛西市内での政治活動に従事していた。
- (2) 別途提出したレシート・領収書類は、日中に利用した商業施設等のものであり、同人の活動範囲が専ら愛西市内であった事実を裏付けるものである。
- (3) 毎日午後 3 時半ごろには第三子を稲沢市の保育園に迎えに行き、同市内の実家まで送り届け、1 時間弱程度、子どもの家事に従事している。
- (4) 毎日午後 7 時ごろに、3 人の子どもの夕食や入浴の世話をするために、稲沢市の実家を訪れる。
- (5) 愛西市での政治活動に多大な時間を割きつつ、稲沢市の自宅においても、子どもの世話をするために若干の時間を割いていた。
- (6) 愛西市の自宅に実際に滞在する時間は、夜間の就寝時及びその前後に付随する短時間であり、実際に自宅内のライフラインを利用する頻度も少なかった。
- (7) 選挙期間中、街頭活動や打合せ等の各種政治活動に、従事しなければならないことを考えれば、その生活様態は不自然ではない。

- (8) 別途提出したInstagramの活動記録に見られるように、生活の全てを愛西市内における政治活動に費やしてきた。
- (9) 長期療養中であった当選人の実父が、容体が悪化し、逝去するという出来事があり、稲沢市の実家や病院を訪れる時間が多くなった（令和7年3月25日に稲沢厚生病院に入院し、令和7年4月19日に逝去し、同月22日に葬儀が執り行われた。）。
- (10) あくまで実父の危篤という緊急かつやむを得ない事情によって稲沢市に滞在したものであり、極めて例外的な外出であると言えることから、かかる事情を住所要件の考慮要素として重視すべきではない。
- (11) 本件選挙の基準日直前の3箇月間において、愛西市における居住実態を有していた事実を認めるべき十分な事情がある。したがって、同人は公選法上の住所要件を満たす。
- (12) よって、異議申出人らの申出には理由が無く、本件申出は、棄却されるべきである。
- (13) 当委員会からの物件提出依頼に対し当選人が提出した主なものは、以下のとおりである。

- ア 日用品・ガソリン・駐車場代・食料等の政治活動に関する領収書の写し
- イ 現住所に転入するために購入した家財道具としての敷パット、カーテン、洗濯機の領収書の写し
- ウ 銀行口座の通帳の写し
- エ 現住所の上下水道使用量等のお知らせ、電気使用領収書の写し
- オ 運転免許証の写し
- カ 国民健康保険被保険者証の写し
- キ 当選人の父の死亡診断書の写し
- ク Instagramの投稿（スマートフォンの画面コピー）
- ケ 現住所の賃貸借契約書、請求書の写し
- コ 現住所への郵便物（賃貸物件のガス管理会社、選挙レンタカー業者）の写し
- サ 交通系 IC カードの利用履歴
- シ 自動車検査証（軽自動車・スバル）の写し

4 当委員会が認定した事実等

(1) 当選人の前住所地での生活状況等

- ア 前住所地における土地の名義は、建物に係る登記簿によると当選人の母の名義であり、建物の所有権は当選人の父母の共有名義である。

また、前住所地には、夫らが住んでおり、住定日は、夫が平成26年8月12日、子らは平成26年9月2日、平成29年2月5日及び平成30年12月12日である。

- イ 前住所地における水道の契約者は、当選人の父であり、電気及びガスの契約者は、当選人の母となっている。なお、各使用状況は、次のとおりである。

(ア) 水道使用量

使用期間	使用量(m ³)
令和5年12月 ～令和6年2月14日	72

令和6年2月15日～令和6年4月15日	70
令和6年4月16日～令和6年6月14日	65
令和6年6月15日～令和6年8月14日	63
令和6年8月15日～令和6年10月15日	64
令和6年10月16日～令和6年12月17日	61
令和6年12月18日～令和7年2月14日	59
令和7年2月15日～令和7年4月15日	61

(イ) 電気使用量

調定年月	電気使用量 (kwh)
令和6年1月	1,697
令和6年2月	1,732
令和6年3月	1,543
令和6年4月	1,585
令和6年5月	869
令和6年6月	791
令和6年7月	724
令和6年8月	1,156
令和6年9月	1,399
令和6年10月	1,112
令和6年11月	851
令和6年12月	1,223
令和7年1月	1,673
令和7年2月	1,756
令和7年3月	1,476
令和7年4月	1,377

(ウ) ガス使用量

使用期間	使用量(m ³)
令和5年12月 (令和5年12月8日から令和6年1月12日まで)	2.2
令和6年1月 (令和6年1月13日から同年2月8日まで)	1.3
令和6年2月 (令和6年2月9日から同年3月8日まで)	1.1
令和6年3月 (令和6年3月9日から同年4月9日まで)	1.6
令和6年4月 (令和6年4月10日から同年5月13日まで)	1.6

令和6年5月 (令和6年5月14日から同年6月10日まで)	1.2
令和6年6月 (令和6年6月11日から同年7月8日まで)	1.0
令和6年7月 (令和6年7月9日から同年8月7日まで)	1.1
令和6年8月 (令和6年8月8日から同年9月9日まで)	1.1
令和6年9月 (令和6年9月10日から同年10月8日まで)	1.2
令和6年10月 (令和6年10月9日から同年11月11日まで)	1.5
令和6年11月 (令和6年11月12日から同年12月9日まで)	1.2
令和6年12月 (令和6年12月10日から令和7年1月10日まで)	1.7
令和7年1月 (令和7年1月11日から同年2月7日まで)	1.4
令和7年2月 (令和7年2月8日から同年3月10日まで)	1.2
令和7年3月 (令和7年3月11日から同年4月9日まで)	1.1

(2) 当選人の現住所地での生活状況等

ア 住民票によると当選人は、令和6年12月17日に前住所地から現住所地に転入しており、現住所地においては、当選人が単身で住んでおり世帯主になっている。

また、令和7年1月6日に当選人は、運転免許証の住所を前住所地から現住所地に変更しており、また、転入に伴い令和6年12月17日付けで国民健康保険の保険証の交付を受けている。

イ 現住所の土地及び建物の名義は、登記簿及び公図によると不動産業を営む法人が所有者となっている。建物については、賃貸借契約が締結されており、契約期間は令和6年12月26日から令和8年12月25日までで、当選人が賃借人となっている。建物は、木造2階建て、面積は78.24㎡であり、敷地内には、自家用車の駐車場が整備されている。

また、当選人から提出された自動車検査証によると、自家用車は、軽自動車のプレオであり、定置場は愛西市内の現住所地となっている。

ウ 令和6年12月31日に敷パット、令和7年1月15日にカーテン、同年3月19日に洗濯機を購入していることが提出された領収書から認められ、これらは現住所地に転入するための家財道具とし購入したものとのことである。

なお、現住所地で使用する家財道具について、本委員会に提出された購入記録等は、上記のもののみであるが、他の家財道具の購入状況等について当選人は、口頭意見陳述において実家で使用してきたものを持ってきたり、暖房器具を含め多くのものを知人から譲り受けたと発言している（また、同年３月に洗濯機を購入するまでの間の洗濯については、手洗いによるか実家に頼んでいたとのことである。）。

その他日用品、ガソリン、駐車場代、食料等の領収書が当選人から提出されており、これらは愛西市内における政治活動において使用したとのことである。

エ 現住所の水道、電気及びガスの契約者は、すべて当選人であり、使用状況は、次のとおりである。

(ア) 水道使用量

使用期間	使用量(m ³)
令和７年１月９日～令和７年１月２２日	１
令和７年１月２３日～令和７年３月２２日	０
令和７年３月２３日～令和７年５月２１日	８

(イ) 電気使用量（令和７年１月９日～）

調定年月	電気使用量 (kwh)
令和７年２月	４７
令和７年３月	４３
令和７年４月	７１
令和７年５月	１４７

(ウ) ガス使用量

使用期間	使用量(m ³)
令和７年１月 (令和７年１月１０日から同月２５日まで)	０.１
令和７年２月 (令和７年１月２６日から同年２月２５日まで)	０.０
令和７年３月 (令和７年２月２６日から同年３月２５日まで)	０.１
令和７年４月 (令和７年３月２６日から同年４月２５日まで)	０.３

オ 異議申出人らが提出した証拠書類によると、近隣住民から次のとおり証言があった。

(ア) 引越しの時は挨拶に来られたけど、その後は永田候補に会ったことはありません。

(イ) ここには住んでいないと思う。

(ウ) 他のところに住んでいる可能性があるかもしれない。

５ 当委員会による判断

(１) 被選挙権の要件について

ア 市町村の議会議員の被選挙権は、公選法第 10 条第 1 項第 5 号において、市町村の議会議員の選挙権を有する者で、年齢満 25 年以上の者が有するとされ、市町村の議会議員の選挙権は、公選法第 9 条第 2 項において、日本国民たる年齢満 18 年以上の者で、引き続き 3 箇月以上当該市町村の区域内に住所を有する者が有するとされている。

イ ここにいう「住所」とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠といえる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当とされている（最高裁昭和 29 年 10 月 20 日、最高裁昭和 32 年 9 月 13 日、最高裁昭和 35 年 3 月 22 日、最高裁平成 9 年 8 月 25 日）。

住所の認定に当たっては、一定の場所との特別の結合関係の有無の事実に対して、客観的な事実によって判断することが必要であり、本人の意思は、あくまでもその判断のための一つの資料として考慮するにとどまるべきものである（最高裁昭和 14 年 12 月 26 日、名古屋高裁昭和 27 年 10 月 16 日）。

主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の認定、喪失を生ずるものではなく、また、居所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記載がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないとされている（平成 9 年 8 月 25 日最高裁判所判決）。

上記のように住所は、客観的に生活の本拠たる実体を備えているか否かによって判断されることになるので、上記 4 の認定事実を踏まえ、特段の事情がない限り、現に起臥しているところに住所があるものと認定して判断する。

具体的には、電気、水道及びガスの使用状況、諸届出の履歴、現住所地とされる場所の権利関係、そして当選人の主張内容等を踏まえて、当選人の現住所地とされる場所について、生活の本拠たる実体を具備していたか否かを判断するものとする。

ウ また、「引き続き 3 箇月以上」の期間については、民法（明治 29 年法律第 89 号）に規定する期間計算の一般原則に基づき、住所を有するに至った日の翌日から起算し、3 箇月目において起算日に応答する日の前日に 3 箇月に達すると解されている。

本件について言えば、当選人に被選挙権が認められるためには、少なくとも令和 7 年 1 月 20 日から本件選挙の執行日である同年 4 月 20 日までの間（以下「本件住所要件期間」）、愛西市内の住所に生活の本拠たる実体を具備していたことが客観的に認められることが必要である。

（2）具体的な判断

ア 現住所における令和 7 年 1 月から同年 3 月までの水道、電気及びガスの使用状況について、上記 4（2）エで認定した事実からほとんど使用がないことが認められる。

水道及びガスに至っては、2 か月余りほとんど使用していないといえ、仮に外食等を主とした生活スタイルで飲料水を購入していたとしても、就寝前や起床時のトイレや歯磨きなどを考慮すると、2 か月余りの当該期間を 1 m³未満の使用量になるとは到底考えられない。

電気については、東京都環境局の平成 26 年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によ

ると、1人世帯の1箇月あたりの平均使用量は219kWhであり、これと比較すると、当選人の使用状況はかなり少ないと言える。

また、2月は、4月や5月に比べて寒さが厳しく日照時間が短いにもかかわらず使用量が極端に少ないこと（前住所地の年間使用状況を見ても2月が最も多い。）、本件選挙執行後の令和7年5月の使用量に比べて同年2月、3月はその約3分の1、同年4月は、その約2分の1の使用に留まることなど、その使用状況には疑問がある。

一方で、前住所地における電気の使用状況について見ると、令和7年1月及び同年2月については、前年同時期と比較しても大きな増減は見られないものの令和7年3月、特に同年4月については、前年同時期に比べて減少していることが分かる。

また、現住所地の同時期の電気の使用量が逆に増加していることからして、当選人は、令和7年3月の途中又は同年4月頃から現住所地での電気の使用を始めたのではないかと推察される。

これは、当選人の実父の危急に際し、見舞いや不安を抱き相談を寄せてくる実母へのメンタルケア、親族との連絡等、各種の必要な対応に追われ、稲沢市の実家や病院を訪れる時間が多くなったことを考慮したとしても、本件選挙の執行日が近づくにつれ、本件選挙の候補者となる当選人の市内での政治活動や選挙運動が本格化し、結果的に現住所地での滞在時間が増加していったことが推察されること、また、令和7年3月19日に洗濯機を購入したことからも、その蓋然性が高いと言える。

水道、電気及びガスの使用状況について当選人は、愛西市の自宅に実際に滞在する時間は、夜間の就寝時及びその前後に付随する短時間であり、実際に自宅のライフラインを利用する頻度も少なかったと主張するが、上記4（2）エの客観的な数値から見ると、同年3月31日までにおいては、現住所地に生活の本拠があったとは認められない。

イ 当選人の現住所地における生活実態は、当選人から提出された意見書によると「日中は専ら愛西市内での政治活動に従事していた。」「愛西市での政治活動に多大な時間を割きつつ、稲沢市の自宅においても、子らの世話をするために若干の時間を割いていた。そのため、同人が愛西市の自宅に滞在する時間は、夜間の就寝時及びその前後に付随する短時間であった。」とのことである。

これについて、当選人からは、現住所地を拠点としながら日中は専ら市内で活動に従事しており、その活動範囲を裏付けるものとしてレシートや領収書等が提出されているが、前住所地は、現住所地の10km圏内の距離にあり、生活圏が大きく変わるものとは言えず、現住所地での居住実態を示すとは言えない。

また、生鮮食品等を購入した履歴があるが、上記4（2）エの光熱費の状況では加工が困難と思われ、当選人が前住所地での子どもの世話をを行っている状況からして前住所地で使用するために購入したものと見ることもできるなど、購入したものの使用状況等が明らかでない。

また、当選人は、生活の全てを愛西市内における政治活動に費やしてきたとして、インスタグラムの活動記録を提出したが、投稿された写真や動画が実際にその場所や時点で撮影されたものであるかは不明確であり、投稿に記された日時は、ユーザーによって任

意に設定できるものであるため、提出された証拠により実際の活動日時を正確に確認することはできない。

ウ 異議申出人らが提出した証拠書類によれば、現住所地に当選人が住んでいる様子は見られないという証言が、近隣住民から寄せられているとのことであるが、当選人の前住所地に居住する子らの世話（迎え、食事の準備、入浴等）のため、毎日前住所地へ戻ることを常態としていたことや、実父の体調の悪化等により実家に行かざるを得ない状況が多くあったこと（当選人の口頭意見陳述における発言）からすると、これらの近隣住民の証言については、上記４（２）エの光熱費の状況との整合性が認められる。

6 結論

以上のことを総合的に判断すると、当選人は、本件住所要件期間のうち、令和７年１月２０日から少なくとも同年３月３１日までの間において、当選人の生活の本拠は現住所地にあったと認められず、引き続き３箇月以上愛西市に住所を有していたとはいえないことから、本件選挙における被選挙権を有しないものと判断する。

よって、本件選挙における当選の効力に関する申出人の主張には理由があることから、当委員会は主文のとおり決定する。

令和７年６月２５日

愛西市選挙管理委員会
委員長 伊藤 毅

教 示

この決定に不服がある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公選法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に、文書で愛知県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。